

2023年11月14日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 小部 博志
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問 合 せ 先 広報宣伝部長 渡邊 啓太
電 話 (075)935-6150

株式会社 TAKISAWA（証券コード：6121）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ニデック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年9月13日、株式会社 TAKISAWA（株式会社東京証券取引所スタンダード市場、証券コード：6121）（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に定める公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2023年9月14日から本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2023年11月13日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 ニデック株式会社
所在地 京都市南区久世殿城町 338 番地

(2) 対象者の名称

株式会社 TAKISAWA

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	6,387,986 (株)	3,193,900 (株)	－ (株)
合計	6,387,986 (株)	3,193,900 (株)	－ (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（3,193,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,193,900株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が2023年8月10日に提出した第94期第1四半期報告書に記載された2023年8月10日現在の対象者の発行済株式総数（6,578,122株）から、対象者が2023年7月31日に公表した「2024年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2023年6月30日現在の対象者の所有する自己株式数（190,036株）及び本日現在公開買付者が所有する対象者株式数（100株）を控除した株式数（6,387,986株）になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2023年9月14日（木曜日）から2023年11月13日（月曜日）まで（40営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を3,193,900株と設定し、(i)応募株券等の総数が3,193,900株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととし、(ii)公開買付け期間の末日までに応募株券等の総数が3,193,900株に達した場合には、速やかにその旨を公表したうえで、当該時点から公開買付け期間の末日までに10営業日を確保することができるよう公開買付け期間を延長することを予定しておりました。これに基づき、公開買付者は、2023年10月27日、本公開買付けに応募された株券等の総数が、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,193,900株に達したことを確認いたしましたので、2023年9月14日付で提出いたしました公開買付け届出書（2023年9月21日付及び2023年10月10日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、公開買付け期間として同日から10営業日の期間が確保されるよう、公開買付け期間を2023年11月13日まで延長することを決定いたしました。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,600円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,193,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（5,502,183株）が買付予定数の下限（3,193,900株）以上となりましたので、公開買付け開始公告（その後の公開買付け条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。）及び公開買付け届出書（その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2023年11月14日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	5,502,183 (株)	5,502,183 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	5,502,183 (株)	5,502,183 (株)
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	55,022個	(買付け等後における株券等所有割合86.14%)

買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	63,691 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2023 年 11 月 10 日に提出した第 94 期第 2 四半期報告書（以下「対象者第 2 四半期報告書」といいます。）に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 2 四半期報告書に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（6,578,122 株）から、対象者が 2023 年 10 月 31 日に公表した「2024 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の対象者の所有する自己株式数（190,312 株）を控除した株式数（6,387,810 株）に係る議決権の数（63,878 個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
 三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 3-11
 マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

- ② 決済の開始日
 2023 年 11 月 20 日（月曜日）

③ 決済の方法

(三田証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が 2023 年 9 月 13 日付で公表した「株式会社 TAKISAWA（証券コード：6121）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ニデック株式会社 京都市南区久世殿城町 338 番地
 株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以上